

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター給食業務委託プロポーザル実施の公示

地方独立行政法人岡山市総合医療センター給食業務委託プロポーザルの実施について、次のとおり公示します。

令和7年9月12日

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター
理事長 松本 健五

1 目的

この公示は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター岡山市立市民病院（院内保育園含む。）及び岡山市立せのお病院の院内給食業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、最適な業者等を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 委託名 | 地方独立行政法人岡山市総合医療センター給食業務委託 |
| (2) 履行場所 | ①岡山市立市民病院 岡山市北区北長瀬表町三丁目20番1号
●病床数：400床（一般病床387床，結核病床7床，感染症病床6床）
●院内保育園：最大35人
②岡山市立せのお病院 岡山市南区妹尾850番地
●病床数：60床（地域包括ケア病床60床） |
| (3) 委託期間 | 令和8年4月1日から令和12年3月31日まで
<u>（ただし、上記期間は、本番業務実施期間であり、令和7年11月1日から令和8年3月31日までを引き継ぎ等を含めた準備期間とする。）</u> |
| (4) 業務内容 | 別添、各病院の仕様書を参照のこと。 |
| (5) 支払条件 | 月末締翌月末支払 |
| (6) 契約保証金 | 免除 |
| (7) 契約保証人 | 1人 |

3. 特定方法

本業務に対する最適な業者の特定は、公募型プロポーザル方式により行う。この方式は、本業務の受託を希望する業者を公募し、その応募者から提出される書類及び応募者へのヒアリングにより、当該応募者の適性及び能力等について審査し、最も優れた提案を行った者を本業務

に係る契約の最適な業者として特定するものである。

4. スケジュール

内 容	日程・期限
プロポーザル実施の公示（ホームページ）	令和7年9月12日（金）
仕様書等の交付（ホームページ）	令和7年9月12日（金） ～令和7年10月6日（月）
質問受付期限	令和7年9月19日（金）17時（必着）
質問に対する回答（ホームページ）	令和7年9月25日（木）
応募意思表明書の提出期限	令和7年9月30日（火）17時（必着）
提出書類の期限	令和7年10月6日（月）17時（必着）
ヒアリング・審査・最適な業者等の特定	令和7年10月21日（火）
審査結果の通知	ヒアリングから概ね10日以内に通知
契約の締結	令和7年10月末
本業務準備期間	令和7年11月～令和8年3月

5. 応募資格

次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター契約規程第2条に該当しない者。
- (2) 応募書等の提出期限日から契約日までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。また、岡山市以外の公共機関から指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て中又は更生手続き中の者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (7) 令和5年4月1日以降に契約締結した業務のうち、300床以上の病院において、給食業務（献立作成、食材等の調達、調理業務、配膳等給食業務一般をいう。）を引き続き3年以上にわたって受託した実績を有すること。
- (8) 令和5年4月1日以降に契約締結した業務のうち、感染症指定医療機関の指定を受けている病院において給食業務（献立作成、食材等の調達、調理業務、配膳等給食業務一般をいう。）を受託した実績を有すること。

- (9) 令和5年4月1日以降に災害拠点病院において給食業務（献立作成，食材等の調達，調理業務，配膳等給食業務一般をいう。）を受託した実績を有すること。
- (10) 患者給食業務にかかる医療関連サービスマーク認定を受けている者。
- (11) 令和7年8月現在，岡山市内に常設の本社・支社・営業所等を有している者。
- (12) 受託業務の遂行が困難になった場合に，業務に支障がないように公益社団法人日本メディカル給食協会又は，同等の代行保証制度へ加入し，代行保証の体制をとれる確認ができる者。
- (13) 令和5年4月1日以降で，食中毒による事故，および食品衛生法に基づく行政処分を受けた事実がないこと。
- (14) 食中毒，火災，人身及び財物損壊事故等による被害者への賠償責任に対応できる損害賠償責任保険に加入している者。
- (15) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき，岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿の「役務」部門の業種「給食」業種細区分「給食等調理・配食サービス」に登録のあること。

6. 公示資料（ホームページに掲載）

- ①地方独立行政法人岡山市立総合医療センター給食業務委託プロポーザル実施の公示（本書）
- ②仕様書
 - 1) 岡山市立市民病院給食業務委託仕様書
 - 2) 岡山市立せのお病院給食業務委託仕様書
- ③様式集（様式1～様式14）
 - 様式1 応募書
 - 様式2-1 応募資格に係る業務受託実績書①
 - 様式2-2 応募資格に係る業務受託実績書②
 - 様式2-3 応募資格に係る業務受託実績書③
 - 様式3 総括的事項
 - 様式4 業務実施体制①（共通）
 - 様式5-1 受託管理責任者（岡山市立市民病院）
 - 様式5-2 受託管理責任者（岡山市立せのお病院）
 - 様式6 業務実施体制②（共通）
 - 様式7-1 業務実施体制③（岡山市立市民病院）
 - 様式7-2 業務実施体制③（岡山市立せのお病院）
 - 様式8-1 1日のタイムスケジュール（岡山市立市民病院）
 - 様式8-2 1日のタイムスケジュール（岡山市立せのお病院）

様式 9 業務実施体制④（共通）

様式 10-1 見積書

様式 10-2 管理費内訳（月額）

様式 11 応募意思表明書

様式 12 参加辞退届

様式 13 質問書

様式 14 指名停止等措置状況調書

④各病院厨房の平面図

- ・岡山市立市民病院厨房平面図
- ・岡山市立市民病院厨房機器リスト
- ・岡山市立せのお病院厨房平面図

⑤地方独立行政法人岡山市立総合医療センター給食業務委託プロポーザル評価表

7. 応募意思表明書の提出

本プロポーザルへの応募には、応募意思表明書を提出すること。なお、提出期限までに応募意思表明書を提出しない者は、本プロポーザルへの応募は認めない。

(1) 提出書類 応募意思表明書（様式 11）

※本社（本店）の代表者名義と代表印を押印して、提出してください。

(2) 提出期限 令和 7 年 9 月 30 日（火）午後 5 時（必着）

(3) 提出先 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター

岡山市立市民病院 用度課

（13 提出先及び問い合わせ先参照）

(4) 提出方法 持参または、郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

応募意思表明書提出後の辞退は、参加辞退届（様式第 12）を提出書類の提出期限（令和 7 年 9 月 30 日（火））までに提出すること。

8. 質問及び回答

当該プロポーザルに関する質問は、質問書（様式 13）により提出すること。ただし、現場確認において当センターが確認を受け、説明した内容、または電話・来院等による口頭などでの質問は受け付けない。

(1) 質問の提出

①提出書類 質問書（様式 13）

②提出期限 令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時まで（必着）

③提出先 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター

岡山市立市民病院 用度課

(1 3 提出先及び問い合わせ先参照)

④提出方法 電子メールにより提出すること。

(2) 質問の回答

令和7年9月25日(木) 午後に地方独立行政法人岡山市立総合医療センターのホームページで回答する。なお、質問の回答は本公示等の追加又は修正とみなす。

9. 書類の提出

本実施の公示、岡山市立市民病院給食業務仕様書、岡山市立せのお病院給食業務仕様書を十分把握した上で、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 様式1 応募書(押印すること。) ※本社(本店) 代表者名及び代表印で提出

② 様式2-1 応募資格に係る業務受託実績書①

様式2-2 応募資格に係る業務受託実績書②

様式2-3 応募資格に係る業務受託実績書③

③ 様式3 総括的事項

④ 様式4 業務実施体制①(共通)

⑤ 様式5-1 受託管理責任者(岡山市立市民病院)

様式5-2 受託管理責任者(岡山市立せのお病院)

⑥ 様式6 業務実施体制②(共通)

⑦ 様式7-1 業務実施体制③(岡山市立市民病院)

様式7-2 業務実施体制③(岡山市立せのお病院)

⑧ 様式8-1 1日のタイムスケジュール(岡山市立市民病院)

様式8-2 1日のタイムスケジュール(岡山市立せのお病院)

⑨ 様式9 業務実施体制④(共通)

⑩ 様式10-1 見積書

様式10-2 管理費内訳(月額)

⑪ 添付書類

ア 応募資格に係る業務受託実績書(様式2)に記入した案件について、挙証資料となる委託契約書の写しを提出すること。

イ 損害賠償保険に加入している場合は、加入証の写し

ウ (財)医療関連サービスマーク認定証の写し

エ (社)日本メディカル給食協会または、それと同等の代行保証制度に基づく代行保証契約書の写し

オ 指名停止等措置状況調書(様式14)

カ 会社の財務諸表(過去2年)の写し、登記簿謄本(1通)

キ 納税証明書（国税，県税，市町村税の未納がないことが令和7年4月1日以降に証明されたもの（各1部ずつ））

(2) 提出期限 令和7年10月6日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター
岡山市立市民病院 用度課
（13提出先及び問い合わせ先参照）

(4) 提出方法 持参に限る。

(5) 注意事項

- ① 書類の作成に用いる言語は日本語，通貨は日本国通貨とする。
- ② 用紙の規格は，A4版（片面印刷，カラー可）。
- ③ 提出書類に記載する文字の書体は任意とする。なお，文字を補完するためのイラスト，イメージ図等を様式中で使用することはかまわない。
- ④ 提出書類の提出期限後の訂正や再提出は認めない。
- ⑤ 見積書（様式10-1）は両面印刷をすること，もしくは2枚に分けて印刷する場合は袋とじにし，表と裏に押印すること。

(6) 提出部数 7部（正本1部，副本6部）

10. 審査及び特定について

(1) 審査体制

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター給食業務委託プロポーザル審査委員会（以下，「委員会」という。）が審査する。

(2) 審査方法

- ① 委員会は，提出書類及び応募者へのヒアリングにより，10（3）の審査項目について審査を行う。
- ② 委員会は，審査基準をもとに750点満点で審査し，得点により最適な業者及び次順位の業者（次点）を特定する。
- ③ 提出書類の内容に基づくヒアリングを次のとおり実施する。

ア 日時 令和7年10月21日（火）

ヒアリング時間，場所等の詳細事項については，別途通知する。

イ 注意事項 ヒアリングを受ける者は，5人以内とする。

本業務の各病院の主担当になる受託管理責任者が必ず出席すること。

(3) 審査基準

審査項目	審査の観点	配点
業務実績	・他の病院での業務実績は十分か。	40点
基本的な考え方	・治療の一環としての病院食の意義や目的を理解しているか。 ・患者サービス向上への取組はどうか。	80点
業務実施体制	・受託準備体制，移行計画は適切か。 ・食材は，適切に調達されているか。 ・病院給食の献立は適切か。 ・受託管理責任者の資格・経験・資質は適切か。 ・衛生管理，衛生教育を行える体制が確立されているか。 ・従事者等は，指定の方式で安全に食事を提供できるよう配置されているか。 ・1日のタイムスケジュールは適切か。	370点
危機管理体制	・緊急時（災害，食中毒発生，従業員の欠員）の対策は十分か。 ・調理機器・配膳器等の日常管理とトラブル対策は十分か。	100点
会社状況	・会社の経営状態は健全か。	60点
経済性	・見積金額 $100 \times (\text{最低提示価格} / \text{提示価格})$	100点

(4) 失格

次のいずれかに該当した者は失格とし，岡山市立総合医療センターから通知する。

- ① 提出期限内に必要な書類を提出しない者
- ② 提出書類に重大な不備があると認められる者
- ③ 提出書類に虚偽の記載がある者
- ④ ヒアリングの時間に遅れた者
- ⑤ 応募資格を満たしていないと判断される者
- ⑥ 本実施の公示に違反している又は適合しない者
- ⑦ 特定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った者

(5) 審査結果 **※【審査結果について異議申し立ては不可とする。】**

審査委員会のヒアリングから概ね7日以内に最適な業者の特定を行い，特定後概ね5日以内に文書で応募者全員に審査結果（点数及び順位）を通知する。

(6) 契約手続き等

最適な業者は，審査の結果，最適な業者として特定されただけであり，契約を締結するまでは契約関係を生じない。

審査の結果，最適な業者として特定された業者と協議し，企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上，速やかに契約を締結するものとする。

なお、最適な業者が応募資格を満たさないと判明した場合、その他の理由により契約締結が不可能となった場合には、次点の者と契約手続きを進めるものとする。

1 1. 提案内容の担保

- (1) 契約の締結にあたり、受託業者が提案書において提案した内容については、地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの判断で、仕様書の一部とすることができる。
- (2) 前項の規定により仕様書の一部となった提案内容と実際の内容とに著しい差異があるときには、契約金額の減額、損害賠償の請求又は契約解除の措置を行うことができるものとする。

1 2. その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、岡山市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (3) 提出された書類について、本業務以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 本実施の公示の公表の日から本業務の契約に至るまでの間、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター又はその関係者に対し、本プロポーザルの公正な執行を妨げるような行為を一切禁止する。

1 3. 提出先及び問い合わせ先

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター

岡山市立市民病院 用度課

〒700-8557

岡山県岡山市北区北長瀬表町三丁目 20 番 1 号

電話 086-737-3000

FAX 086-737-3014

電子メールアドレス shimin_youdo@okayama-gmc.or.jp

担当者 用度課 焔硝岩 悟